

奨学金関係

退学，休学または復学する際の奨学生の手続きについて

日本学生支援機構の奨学金（給付・貸与）を受けている学生で、**退学や休学する場合または復学する場合は、奨学金の振込みを停止させるまたは再開させるための手続きを行う必要があります。**

手続きの詳細については、以下のとおりです。

○退学・休学する場合（奨学金の振込みを停止させる手続きが必要です）

→各キャンパスの奨学金担当窓口で、「異動願（届）」を受け取り、必要事項を記入したうえで、担当窓口へ提出してください。

※退学する前の月、休学を開始する前の月までに奨学担当窓口まで申し出てください。

なお、退学する場合は振込みの停止とともに、奨学生の身分も終了します。

○復学する場合（奨学金の振込みを再開させる手続きが必要です）

→各キャンパスの奨学金担当窓口で、「復活の異動願（届）」を受け取り、必要事項を記入したうえで、担当窓口へ提出してください。

※復学する前の月、もしくは復学後すぐに奨学担当窓口まで申し出てください。

手続きを行わない場合、奨学金の振込みは再開しません。（奨学生の身分が終了します）

〈各キャンパス奨学金担当窓口〉

○五福キャンパス → 学生支援課（学生会館1F） Tel：076-445-6089

○杉谷キャンパス → 医薬系学務課（医薬学図書館2F） Tel：076-434-7133

○高岡キャンパス → 芸術系総務・学務課学務チーム（芸術文化学部A棟1F）

Tel：0766-25-9131